

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 17)
		② 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。	
		《要望の内容》 現行制度の延長	
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7	
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 25~29 年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)												
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。												
10	有効性等	① 適用数	平成29年度 7,582件/年※ 平成28年度 8,430件/年 平成27年度 8,774件/年 平成26年度 9,102件/年 平成25年度 8,597件/年 ※平成29年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成29年度が最新データ												
		② 適用額	③減収額参照												
		③ 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成29年度 税額 2,124百万円 平成28年度 税額 2,523百万円 平成27年度 税額 1,979百万円 平成26年度 税額 1,718百万円 平成25年度 税額 1,961百万円												
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成25年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" data-bbox="596 1361 1418 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>56,180</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> </tr> </tbody> </table>		25	26	27	28	29	開設者が 医療法人の 医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564
			25	26	27	28	29								
開設者が 医療法人の 医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564										
⑤ 税収減を是認する理由等	医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。												

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 点検番号「H27 厚労 10」